

別紙標準様式（第6条関係）

会議録

| | |
|----------------------|--|
| 会議の名称 | 令和3年度 第1回枚方市空家等対策協議会 計画作成部会 |
| 開催日時 | 令和3年4月16日（金） 開始時刻 10時 00分 終了時刻 10時 55分 |
| 開催場所 | Webex 併用による会議 会場・事務局・傍聴：枚方市役所 別館4階 特別会議室 |
| 出席者 | 井上委員、小川委員、川島委員、妹尾委員、高瀬委員、染林委員、中村委員、早川委員、松尾委員、南委員、三宅委員、村上委員、森川委員 |
| 欠席者 | 大野委員、範委員 |
| 案件名 | 1. 開会 2. 議題 第2次枚方市空家等対策計画について 3. 閉会 |
| 提出された資料等の名称 | 次第 案件資料1 第2次枚方市空家等対策計画（素案 概要版） 案件資料2 今後のスケジュールについて 参考資料 住宅土地統計調査に基づく今後の推計と追跡調査の調査結果について（追加報告） |
| 決定事項 | ○おおむね素案に基づき答申案の精査を行う ○本日いただいた意見はアクションプランに反映する |
| 会議の公開、非公開の別及び非公開の理由 | 公開 |
| 会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由 | 公表 |
| 傍聴者の数 | 2人 |
| 所管部署（事務局） | 都市整備部 住宅まちづくり課 |

審 議 内 容

1 開会

部会長：ただいまから、令和3年度第1回枚方市空家等対策協議会 計画作成部会を開催します。事務局より本日の委員の出席状況の報告をお願いします。

事務局：本日は昨今の状況もあり、オンラインを主体とした会議と急遽変更致しましてご迷惑をおかけしましたこと、お詫び申し上げます。

また、急なお願いにもかかわらず変更に応じてくださり、心より感謝申し上げます。

それでは、本日の委員の出席状況を報告させていただきます。

本日の出席委員数は会場3名、オンライン10名、15名中、2分の1以上の13名の委員に出席いただいているため、枚方市空家等対策協議会規約第5条第3項の規定に基づき、本部会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、新年度人事異動に伴い、枚方警察より大野様が、交野警察より範（のり）様が委員になりました。本日は欠席されておりますので、お名前のみご紹介させていただきます。

部会長：ありがとうございます。本日、傍聴希望の方はおられますか。

事務局：2名おられます。

部会長：傍聴を許可します。傍聴者の方に申し伝えます。

本日、掲示しております「傍聴にあたって」の内容をご一読の上、遵守していただくよう、お願いします。

議事を進める前に、事務局から連絡事項はございますか。

事務局：本日は、会場とオンラインと連携しての開催となります。オンラインにてご参加いただいております委員の皆様はご発言の際に各自ミュートの解除をお願いします。

資料に関しましては、前回同様、画面上にてご覧いただきます。

オンライン参加の委員の皆様、不具合等ありましたら、事務局までチャットにて教えていただけますと助かります。よろしくをお願いします。

部会長：ありがとうございました。

それでは、議事を進めてまいります。

本日は枚方市空家等対策計画の次期計画の素案について審議していきますので、よろしくお願い致します。

2 議題

〈案件〉第2次枚方市空家等対策計画について

部会長：それでは〈案件〉について、事務局から説明をお願いします。

事務局：【資料1、2、参考資料について説明】

部会長：ただいま事務局より、説明がありました。このことについて、委員の皆様よりご意見・ご質問をお聞きしたいと思います。ご意見等ございませんか。

委員：実態調査のあと、追跡調査を独自でしているようであるが、以前からも伝えていのように、空き家の原因となっていることを解明しない限り、問題は解消しないと思います。空き家の原因となるのは、死亡によるもの、高齢者施設などの入居に伴うもの、などさまざまであるとは思いますが。原因を突き止め、その原因となる事象にアプローチする施策は考えていますか。

事務局：空き家の発生原因となる事象のアプローチとしては、死亡時の手続を担うおみやみ窓口での管理人届出制度の開始、また今後予定しているものとしては、サービス付き高齢者向け住宅に啓発チラシを配架するなど、福祉施設との連携を図りたいと考えています。

委員：自主的に動かない所有者にアプローチする方法を考えないといけないのではないのでしょうか。

事務局：ご指摘の通り、関心の低い所有者へのアプローチは課題となってくると感じています。このため、第2次計画では積極的にアプローチしていく姿勢を記載しています。アクションプランのなかで、具体的な施策を講じることができるよう位置付けていきたいと思っています。

委員：計画にどのようなことを謳うか、ということも大切だと思いますが、せっかくの計画なので“絵に描いた餅”にならないようにしてほしいと思います。

部会長：せっかく定めようとしている計画が“絵に描いた餅”になってしまうのではないかと、という懸念の声が上がりました。ほかの委員のからも、具体的な課題をあげていただくことはできますか。

委員：たとえば、空き家の解消は55%、良いところでは6割近い解消率となったとありますが、賃貸や売り家が売れただけということも想定されるように見えます。その他の空き家に絞った解消率を提示することはできないのでしょうか。

事務局：実態調査は1年以上水道が使用されていない家屋を対象として実施しました。このため、先生が懸念しているような事案は含まれにくいかと考えております。また、住宅土地統計調査でその他の空き家とみなされた物件がどこの物件なのかということは、市町村は知ることができません。

なお、その他の空き家を減少させることが重要であると事務局も考えておりますので、次期計画の管理指標に追加しました。

委員：市役所はどうしても慎重に動くことが多いとは思いますが、空き家問題についてはスピード感を大切に動いていただければと思います。

部会長：スピード感という視点では、消防からの意見をお願いしてもよろしいでしょうか。

委員：空き家ではないのですが、地域と一緒に取り組んでいる事例があるのでご紹介させていただきます。

消防としては、消防法改正により住宅用火災警報器の設置が義務化されました。しかし、この設置率が一向に上がらないため、枚方市においてはコミュニティ連絡協議会との連携を試み、説明したうえで戸別訪問を実施しています。4名

それぞれが1日300件程度を訪問しており、説明すると、やはり、設置しなければならないことを知らない場合や、設置したくてもどうすればよいかわからないというケースも多々見受けられました。現地に入ると課題が明白になるというのは間違いありません。

地域に入るうえで重要なこととしては、回覧や提出してほしいとりまとめの書式を用意しておくなど、地域への負担を最小限とすることをこころがけています。

委員：すばらしい事例ですね。実際に現場に入り声を聴く。これは大切にしたい姿勢だと思います。

部会長：事務局もぜひ参考にしていただければと思います。

委員：もっと地域に入り、現場の声を聴く、これは大変大切なことだと思います。しかし、不動産という特性上、個人の金銭的な事情も多く触れることになるかと思えます。市役所から言えること、市役所からは言いづらいこと、いろいろな側面があります。このような協議会を編成しておりますので、チームを組み、現地に入るのはいかがでしょうかと思いました。ぜひ民間事業者や士業の先生方と連携してスムーズな案内ができるようになればよいと思います。

このため、アクションプランは市役所が取り組むこと、ではなく、協議会として取り組むこと、という視点で作っていただきたい。

部会長：心強い意見をありがとうございます。このようなそれぞれの専門家のかたとの連携ツールをお持ちなので、ぜひ一丸となって取り組みたいと思います。

委員：世帯主の年齢のグラフをみて、旧耐震の家屋がどんどん空き家になっていくのかと思うと、不安を覚えました。

歳を重ねると、修繕がおっくうになり、住みつぶすといった住み方をされる方も増えてくるのではないかと思います。そうなると、空き家になったころにはすでに修繕の余地もないような、崩れそうな空き家が加速度的に増加するのではないかと感じています。

これを防ぐには、アクティブシニアと呼ばれる世代の方々への啓発事業を強化することが重要なのではないかと感じました。

会長：アクティブシニアへの啓発が重要である、その通りだと思います。どのような支援ができるのか、このあたりもアクションプランにもりこんでいただきたいと思います。

他にご意見はありませんでしょうか。

厳しいご意見もありましたが、非常に有益なご意見をたくさんいただきました。しかし、計画の素案には直接影響する意見ではないと思いますので、答申案については、直接調整を個別に行い作成していく形とさせていただきたいと思えます。

その計画に基づき定められるアクションプランについては、本日いただいたご意見をしっかりと反映していただき、実効性のある計画としていただきたいと思います。

思います。

本日の案件は以上となりますが、事務局から確認等ありますでしょうか。

事務局：本日お示しした内容につきまして、追加でご意見等がありましたら、4月23日の金曜日中に住宅まちづくり課までご連絡くださいますようお願いいたします。また、次回の計画作成部会の開催につきましては、後日、日程調整させていただきます。なお、このあと審査部会を開催致します。よろしく申し上げます。

3 閉会

部会長：それでは以上をもちまして本日の協議会を終了します。